

吹田市バス停利用環境改善に関する補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市公共交通維持・改善計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向けた方策として、市内においてバスを運行する事業者が、市内バス停において行うベンチの設置費用に対し、吹田市バス停利用環境改善に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、バス停利用環境の改善を図るとともに、市内路線バスの利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、バス事業者（以下「事業者」という。）とは道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業を営業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、吹田市内において路線バスを運行する事業者とする。

(補助条件)

第4条 本要領において補助を受けようとする者は、交付申請対象のバス停について、一般社団法人 大阪バス協会が定める「大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領」の交付申請をしなければならない。

(補助対象施設)

第5条 補助対象施設は、市内のバス停に係るベンチであって、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) ベンチの位置及び規模について、別途市長と協議して決定したもの
- (2) 設置後のベンチがバス利用者のみならず、一般公共の用に供することができるもの
- (3) 設置後のベンチの管理及び維持補修について、事業者が責任をもって行うもの
- (4) 占用許可基準を満たすもの
- (5) ベンチの設置が必要であると市長が認めたもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の既存のバス停にベンチを設置する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から、第4条の交付申請について交付決定のあった金額のうち、本要領において補助を受けようとするバス停のベンチについての金額を減じた金額（千円未満切捨）とする。

2 前項の補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とし、上限をバス停1か所あたり200,000円とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所
- (2) バス停名
- (3) 設置数
- (4) 事業実施期間
- (5) 事業費

2 申請に要した書類は返却しないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、当該申請をした補助対象者に交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において交付が不相当であると認める場合は、補助金の不交付決定通知書(様式第3号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(変更交付の申請等)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、当該申請をした補助対象者に変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、竣工後速やかに、事業実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工確認書の写し及び検査調書の写し
- (2) 施設の写真及び工場の位置図、形状を示す図面
- (3) 大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領 様式2
- (4) その他参考となる書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき
- (3) その他この要領に違反したとき

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、期限を定め、その返還を命じることができる。

(補助事業者の責務)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備したバス停ベンチの適切な維持及び管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めたときは、これに応じなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況に関し市長の請求があったときは、市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産等」という。)については、耐用年数の期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合には、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

3 取得財産等を市長の承認を受けて処分することにより補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付するものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後10年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月18日から施行する。